

子ども・子育て会議	
資料No. 2	参考資料①

木津川市条例第34号

木津川市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項に規定する合議制の機関として、木津川市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事項を処理するものとする。

(組織)

第3条 会議は、委員25人以内をもって組織する。

2 会議の委員（以下「委員」という。）は、子どもの保護者（法第6条第1項に規定する子どもの保護者（同条第2項に規定する保護者をいう。）をいう。）、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下この項において同じ。）に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が任命又は委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、任命又は委嘱した日から2年とする。

- 2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を任命又は委嘱することができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由が生じた場合は、委員を解任又はその委嘱を解くことができる。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 会議に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(臨時委員)

第6条 会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 臨時委員の任期は、当該専門の事項に関する調査が終了するまでとする。

(部会)

第7条 会議は、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 6 会議は、部会の議決をもって会議の議決とすることができる。

(会議)

第8条 会議は、会長が招集し、会長は、当該会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議において議決すべき案件があるときは、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係人その他の委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 5 第2項及び第3項の規定は、部会の議事について準用する。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、子育て支援担当課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。